



(仮称) 山口市まちづくり
基本条例の策定について

自治振興部 協働推進課



山口市を取り巻く環境

- ・ 地方分権の進展（第三の改革）
 - ・ 少子・高齢化の進展
 - ・ 人口の減少、人口構造の変化
 - ・ 価値観やライフスタイルの多様化
 - ・ 市民参加意識の高まり
 - ・ 合併後の一体感の醸成
 - ・ 厳しい財政状況
- 等



新たな社会課題や地域課題への対応



すべての行政需要に対応できない
行政資源も、質・量ともに限りがある



住民自治（地域の課題は、地域で解決）
市民と行政の協働の必要性



まちづくりのキーワード

「情報の共有化」

「市民参加、市民参画」

「協働」

「住民自治」



まちづくり基本条例とは・・・

一般的に

- ・まちづくりの基本理念や基本ルール
- ・市民の権利や責務
- ・行政の役割や責務
- ・協働のあり方
- ・市民参加や参画のあり方 など

⇒ 様々な主体の関わり方を示したものの



総合計画との違いは・・・

総合計画（まちづくり構想、まちづくり計画、
実行計画）

- ・まちづくり構想（基本構想）
→山口市の目指すまちの姿
- ・まちづくり計画、実行計画
→まちづくり構想の具体的な目標、施策

◎まちづくり基本条例は、総合計画と車の両輪



条例策定の目的は・・・

市民のみなさんの議論を通して

- ・まちづくりのあり方を明らかにする
- ・まちづくりのあり方を共有する
- ・市民参加と協働によるまちづくりを
推進する



市民会議の役割は・・・

◎所掌事務

- ・ 条例素案を市長に提言
- ・ 条例素案の具体的な内容の検討
- ・ まちづくり審議会や地域等との意見交換
- ・ ワークショップやフォーラムの開催
- ・ その他に自主的な会議（勉強会）



市長への提言は・・・

平成20年7月頃を目標に

※ 市民会議の検討状況により、変更もあります



条例をいつ議会に・・・

平成20年12月議会に上程予定

※ 市民会議の検討状況により、変更もあります



議論をする中で

山口市のまちづくりにおける

市民、地域活動団体、市民活動団体、
事業者、行政など 様々な主体の
それぞれの関わり方を形にする



おわりに

この条例を

- ・みんなでつくり
- ・みんなで使い(理解し)
- ・みんなで育てる 条例に